

平成31年4月1日施行

宮城県志津川高等学校部活動に係る活動方針

1 目的

本校の部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を涵養させることを目的とする。

2 活動時間

- (1) 活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とする。ただし、準備・片付け・移動時間は含まず、実質的な活動時間とする。
- (2) 朝練習は原則として禁止とする。ただし、大会やコンクール等が間近に控えている場合の朝時間設定については、限定的に活動を認める場合がある。
- (3) 定期考査1週間前から定期考査終了までの期間は原則として活動禁止とする。ただし、大会やコンクール等が定期考査終了後10日以内に開催される場合は、限定的に活動を認める場合がある。その場合の活動時間は1時間30分を上限とする。

3 休養日

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設定する。ただし、平日に1日、土曜日及び日曜日に1日以上設定する。
- (2) 週末に大会等に参加した場合は、休養日を他日に振り替える。
- (3) 長期休業中の休養日については、学期中の休養日に準じた扱いとする。
- (4) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間「オフシーズン」を設定する。
- (5) 休養日は原則として上記の内容とするが、大会やコンクール等の前の時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保する。